

2020年度 千葉代協 安房支部 第7回役員会 議事録

日時 2020年11月13日 11:00~12:00

場所 アークス 会議室

出席者 飯田晴夫、辰野方哉、川名 敏弘、佐藤隆二、間立 徹、横川 優
泉 光一、清水 信宏 8名

欠席者 佐藤みさ子、金木 文雄 2名

定足数の確認 役員 10名 出席、参加者8名 本役員会が有効に成立いたしました
終了後 会食 永家（はるかや） 館山市北条 1556-16

0470-29-7435

次回 役員会開催予定 R3年2月19日（金） 11時~12時 アークス会議室

支部協議事項

作業 会員への還元商品 及び啓発資料並びに販促品等をゆうパックに詰め送る

議題

今後の役員会開催及び毎年恒例の講演会について協議をした

協議内容は、1、昨年度と同じような災害等について行いか。一般向け

2、企画環境委員にて取り組んでいるBCPセミナー 安房支部会員向け

3、コロナ禍において、自粛する

上記3択より役員で協議した結果。全員一致で3 自粛するになりました。

従って、今後の役員会は、12月、1月と行いません

理事会等の議案がある場合、緊急性がない限りグループLINEにてお知らせを行うこととなりました。

各委員会報告

CSR委員会 なし

組織委員会 11月17日 Web会議に参加する

教育委員会 11月17日 Web会議に参加する

し

企画環境委員会 11月10日 Web会議に出席した
不公正募集の報告について、書面での提出を希望
BCPセミナー等について協議した

広報委員会 一般社団法人 日本損害協会の担当者へ
保険金が使えらという啓発資料の使用等について問い合わせを
してもらったところ、貴会にて自由に使用してよい旨の快諾を得る
但し、当協会作成のチラシである旨の分かるようにすることとあり、
PDFデータの取得の許可を得ました

支部長と副支部長で地元紙 房州日日新聞社様への記事提供の
打合せに行くこととなる報委員が確認をとることになった

11月18日 11時に別件で房州日日新聞社の営業と面談を
したので上記の件について説明したところ、啓発記事として社内
で検討してもらうことになる

以前 館山警察署の許可を受け 同じような啓発記事を掲載した
ことがあるそうです

構成が出来次第、役員のグループ LINE へ載せます

総務委員会

特になし

議事録作成
安房支部 飯田晴夫
2020年11月18日



会員各位

令和2年11月吉日
(一社)千葉県損害保険代理業協会
安房支部 支部長 飯田晴夫

お礼

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。日頃より、代協 安房支部の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本来慣れは毎年恒例のボーリング大会及び忘年会を執り行っているところですが、コロナ禍の中での開催について役員会で協議したところ本年度は、自粛することといたしました。

皆様にお会いできることを楽しみにしておりましたが、とても残念です。

そこで、忘年会にて予算をとっているものを、皆様に還元できるものがないかと協議をしたところ、マスクを送ることといたしました。

少しでも、コロナ禍の中でのお仕事にお役立ちできれば幸いです

今後とも、代協 安房支部の活動にご支援、ご協力お願い申し上げます。

最後に、皆様 お体ご自愛いただき、益々のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

同封物

マスク Lサイズ 2パック

マスク Mサイズ 2パック

各販促品 1式

安房支部事務局

(株)I.N.S

電話番号 0470-25-7050

FAX 0470-25-7055

携帯 080-3359-6244 担当 飯田 晴夫



保険金**が使える** という 住宅修理サービスなどの **トラブル**にご**注意!**

※**台風・豪雨・大雪・地震**
などの**自然災害の後に**
トラブルが多くなります。

保険金**が使える**と勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルにあった場合などにはすぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン：188番）にご相談ください。

トラブル

1

**自己負担
ゼロを強調**

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば
無料で修理できますよ。
保険申請も代行します!



トラブル

2

**強引な
契約**

このままでは危ないので
早く修理しましょう!!

契約書は**あとで**
持ってきますよ。



トラブル

3

**うその理由
で請求**

古くなったところも
先日の台風のせいにして、
保険金を
請求しちゃいましょう!



※**うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。**

トラブル事例を YouTube でもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



ストップ!!

住宅修理やリフォームに関し、「保険金**が使える**」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前**にご加入先の**損害保険会社または代理店**にご相談をお願いいたします。